

第44回 国立大学法人信州大学経営協議会 議事要録(案)

日時 平成24年11月26日(月) 14時50分～16時45分

場所 信州大学松本キャンパス本部管理棟 第一会議室

出席者 山沢学長, 荒井, 大和田, 荻上, 小宮山, 花岡, 山浦, 山口, 赤羽, 三浦, 渡邊, 天野, 鈴木, 神澤 各委員

オブザーバー 二宮, 小池, 福嶋, 笹本, 武田, 中村, 濱田 各副学長, 小島, 若林 各監事

欠席者 菅谷委員

前回議事要録確認

議長から、第42回及び第43回議事要録(案)について諮られ、承認された。

議 題

1 職員の給与等に関する規程等の改正について

議長から、医学部附属病院に所属する医療技術職員及び看護職員が退職し、引き続き国家公務員等又は他の国立大学法人等の職員となった場合における退職手当の支給に係る特例を定めること、及び人事院規則等が改められたことに伴い、計4本の規程等の改正について、一括して審議願う旨の発言があった。

引き続き人事課長から、配付資料「国立大学法人信州大学退職手当規程の改正内容」、「第44回(H24.11.26)経営協議会給与関係規程改正説明資料」及び資料No.1-1から1-4に基づき説明があり、審議の結果、国立大学法人信州大学職員退職手当規程、国立大学法人信州大学職員単身赴任手当細則、国立大学法人信州大学職員住宅手当細則及び国立大学法人信州大学職員通勤手当細則の改正が原案のとおり承認された。

なお、議長から、これらの規程等(案)は役員会の承認を経て制定する旨の発言があった。

委員からの主な意見及び質疑応答は、次のとおり。

- B常勤職員とは、いわゆる国立大学の教員の中に任期に関する特別法があるが、その職員のことか。
- ◇ まったく別である。病院の看護師や技術職員等コメディカル職員が承継職員の定数で決まっています。定数を超えて採用するために運用している制度である。
- 労働契約法が改正になって、5年以上たったら任期満了退職として扱えなくなるので、そのところを意識して扱っていただきたい。
- ◇ 近い将来に定員内化するために雇っているものであり、今のところ3年くらいでA常勤化(定員内化)できている。仮に5年を超えて無期の職員となっても、当初からA常勤化するために採用しているので、問題はない。

2 平成24年度学内予算の1次補正(案)について

議長から、平成24年度の業務達成基準を適用した学内プロジェクトの申請に基づく学内補正予算(案)について審議願う旨の発言があった。

引き続き三浦理事から、資料No.2に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

報告事項

- 1 第2期中期目標・中期計画における平成23年度に係る業務の実績に関する評価結果について

2 第2期中期目標・中期計画における平成24年度計画進捗状況の中間報告について

議長から、文部科学省国立大学法人評価委員会から11月7日付で通知があった、本学の平成23年度に係る業務の実績に関する評価結果と国立大学法人全体の評価結果の概要等について、また、担当理事、副学長等に対し10月から11月にかけて実施した「平成24年度計画の進捗状況確認及び平成25年度計画の策定に関するヒアリング」等において取りまとめた平成24年度計画の進捗状況について報告する旨の発言があり、引き続き二宮副学長から、資料No.3及び資料No.4に基づき説明があった。

3 平成23事業年度財務諸表の承認について

4 平成23年度財務レポートについて

三浦理事から、本法人の平成23事業年度財務諸表について、資料No.5のとおり文部科学省から承認があった旨の報告があり、また、同財務諸表の承認に併せて、平成23年度財務レポートを資料No.6のとおり発行した旨報告があり、概要について説明があった。

5 国家公務員退職手当法の改正内容及び法律改正等に伴う役職員の退職手当に関する規程等の改正予定について

人事課長から、資料No.7-1及び7-2に基づき、国家公務員退職手当法の改正内容の説明があり、本法人として同法の改正に従う方向性で組合交渉を行っている旨、また、おって、本法人の関連規程等の改正案を紙上審議いただく予定である旨報告があった。

議長からも、組合交渉を2回行っているが、妥結に至っていない旨、また、組合交渉の結果を踏まえて、書面にて紙上審議を願う旨の発言があった。

フリーディスカッション

1 信大改革に伴うミッションの再定義等について

2 法科大学院の諸課題について

議長から、参考資料1から4に基づき、信州大学のミッションの再定義に関する検討状況等の説明があり、信州大学の目指すべき姿等について、委員の忌憚のないご意見を賜りたい旨の発言があり、続いて、鈴木理事から、参考資料5に基づき、ミッションの再定義に関連し法科大学院の諸課題について説明があり、ディスカッションが行われた。

次回以降の開催について

平成25年2月 1日（金） 14時15分以降 松本キャンパス

平成25年3月28日（金） 14時15分以降 松本キャンパス

以上